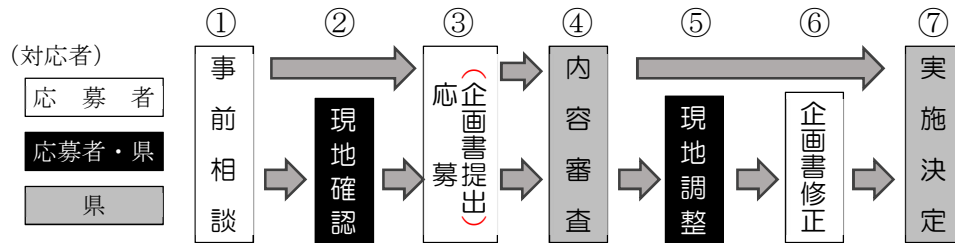


茨城県水郷県民の森イベント応募要領

令和2年12月1日制定
茨城県農林水産部林政課

1 イベント応募から実施決定までの流れ



※注意事項

- ・初めて開催するイベントまたは参加者が100人を超えるイベントの場合は必ず②現地確認を行います。
- ・企画書の修正が必要な場合は、必要に応じて⑤現地調整のうえ企画書を修正し、再提出してください。
- ・それ以外のイベントは①③④⑦のステップになります。

2 応募方法

2-1 応募方法及び記載事項

イベントの応募は、申込者が作成する企画書の提出により行うこと。
企画書には下記項目を記載すること。

- ・主催者：住所、氏名（団体・法人は名称と代表者名）
- ・連絡窓口：担当者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス
- ・イベント内容：名称、使用施設、趣旨、概要、参加人数、利用日時、収支計画、安全対策、感染症対策、その他駐車台数等参考となる事項

2-2 企画書の提出方法

(1) 電子メール

茨城県農林水産部林政課森づくり推進室の下記メールアドレスにファイルを添付して提出。

rinsei3@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 窓口

茨城県農林水産部林政課森づくり推進室または茨城県水郷県民の森へ紙媒体で提出。

- ・林政課森づくり推進室：茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県庁行政棟18階北側
※来庁にあたっては、下記あて事前連絡のこと。

電話：029-301-4021

- ・水郷県民の森：茨城県潮来市島須3072-83

電話：0299-64-6420

3 問い合わせ先

茨城県農林水産部林政課 森づくり推進室

電話：029-301-4021 FAX：029-301-4039

e-mail：rinsei3@pref.ibaraki.lg.jp

付 則

この要項は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和5年3月28日から施行する。

付 則

この要項は、令和6年3月15日から施行する。